

奈良県告示第四百三十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 収納を委託した歳入

天理県営住宅、橿原県営住宅、坊城県営住宅及び纏向県営住宅の使用料で、次に掲げるもの

1 入居決定者が、入居する際納入する使用料

2 入居者が、県の指定金融機関又は収納代理金融機関に納入していない使用料

二 受託者の名称及び所在地

名称 株式会社東急コミュニティー 関西事業部

所在地 大阪市中央区博労町三丁目二番八号

三 委託事務の取扱開始日

平成二十二年四月一日